

(案)

情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱

1. 目的

医師による死後診察が困難な地域では、死亡前に住み慣れた場所を離れ医療施設に入院したり、死亡後に遺体を長時間保存・長距離搬送したりすることが生じているとの指摘があり、一定の要件を満たす場合には、医師が遠隔から死亡診断を行えるよう検討・措置することが閣議決定された。これを受け、厚生労働省において「通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成29年9月12日付医政発0912第1号厚生労働省医政局長通知）（以下「ガイドライン」という。）を策定（令和6年6月4日一部改正）し、医師が遠隔からICTを利用した死亡診断等を実施する際の具体的手順を明らかにした。

ガイドラインにおいては、ICTを利用した死亡診断等について、厚生労働省において、原則として全例を把握し、適切に実施されているかを検証することとされていることを受け、当事業で、ICTを利用した死亡診断等が実施された事例（以下「実施事例」という。）を検証するとともに、ガイドラインの見直しの議論を行う。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

3. 事業内容

（1）会議の設置

ガイドラインを受け、実施事例について把握・検証し、その結果を踏まえガイドラインについて検討し、必要に応じてガイドラインの見直し案を策定することを目的とした会議（以下「会議」という。）を設置すること。また、会議は、法医学、臨床医学、在宅診療、法律学の専門家等から構成するものとする。

（2）実施事例の検証に必要な資料の作成等

実施事例の実施者から提出のあった資料等について、適切な記載がされているか確認し、必要に応じて実施者等に追記・修正依頼を行うとともに、実施事例の検証に必要な資料を作成すること。なお、必要に応じて実施者に対してヒアリングや現地調査を行うことで、詳細な実施状況を把握すること。

（3）検証

会議において、全ての実施事例について、ガイドラインに沿った運用がなされているか、機器等が正しく作動したか、住み慣れた場所での看取りができたか等の検証をし、随時厚生労働省医政局医事課に報告すること。

（4）ガイドラインの見直し案の策定

上記（3）を踏まえ、会議において、必要に応じて、ガイドラインの見直し案を策定し、厚生労働省に報告すること。

(案)

(5) 上記(1)～(4)を行うに当たっては、厚生労働省医政局医事課と相談すること。